2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
（略）	（略）
（削る）	（削る）

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一～十一　（略）

十二　矢を使用する方法

十三～十五　（略）

別表第二　狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
（略）	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。） イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。） チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ） ミンク（ムステラ・ヴィソン） アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
（略）	（略）
ニホンジカ（ケルヴス・ニホン）	一頭

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一～十一　（略）

十二　弓矢を使用する方法

十三～十五　（略）

別表第二　狩猟鳥獣（第三条関係）

科名	種名
動物界	
一　（略）	
二　哺乳綱	
（一）　ねこ目	
（略）	
いたち科	テン（マルテス・メランプス）（亜種ツシマテン（マルテス・メランプス・ツエンスィス）を除く。） イタチ（ムステラ・イタツィ）（オスに限る。） チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）（オスに限る。） ミンク（ムステラ・ヴィソン） アナグマ（メレス・メレス）
（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

○厚生労働省告示第二百二十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年六月十六日から適用する。

平成二十九年六月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。